

## その他の手続き（区役所以外の窓口）

※ 詳細はそれぞれ所管する機関・窓口へお問い合わせください。

## 市外へ引っ越すときはこの窓口へ

～手稲区役所ご案内～

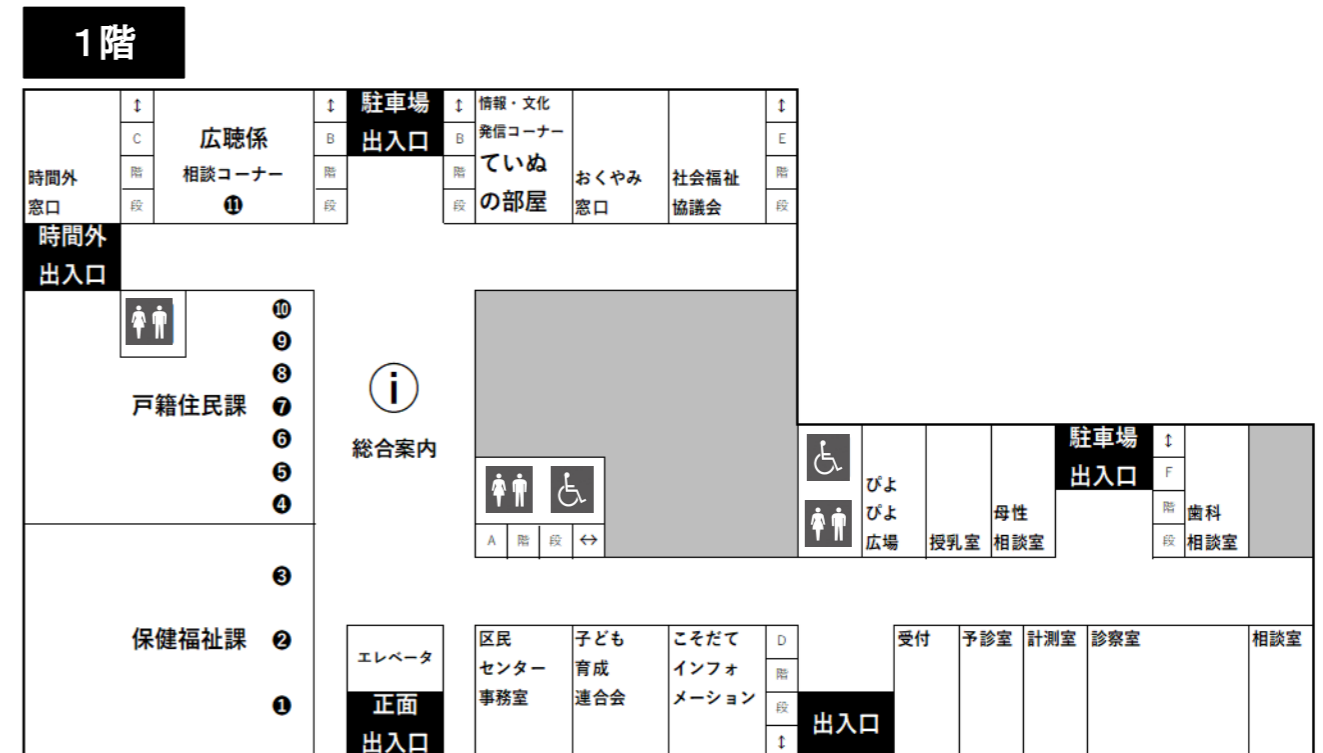
区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。

| チェック | 必要な手続き                   | お問い合わせ先  |
|------|--------------------------|--|
|      | 社会保険・共済保険の住所変更           | 勤務先へお問い合わせください。<br>社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へお問い合わせください。   |
|      | 運転免許証の記載事項変更申請           | 引っ越し先の警察署  |
|      | 軽自動車の登録証・車検証の住所変更        | 引っ越し先の軽自動車協会   |
|      | 普通自動車・バイクの登録証・車検証の住所変更   | 引っ越し先の運輸支局   |
|      | 普通自動車の自動車税種別割・納税義務者の住所変更 | 札幌道税事務所自動車税部<br>北区北22西2 TEL：011-746-1190                         |
|      | 不動産登記の住所変更               | 不動産を管轄する法務局<br>※西区・手稲区所在の不動産の場合<br>札幌法務局西出張所 西区発寒4-1 TEL664-2251 |
|      | 飼い犬の登録変更                 | 引っ越し先市町村の畜犬登録窓口  |
|      | 電気の使用停止                  | 加入事業者にご確認ください。   |
|      | ガスの使用停止                  | 加入事業者にご確認ください。   |
|      | 水道の使用停止                  | 札幌市水道局電話受付センター<br>TEL：011-211-7770                               |
|      | 電話の住所変更                  | 加入事業者にご確認ください。   |
|      | 郵便物の転居届                  | 最寄りの郵便局  |

手稲区から他区へ引っ越したときは、新しい住所地の区役所で手続きしてください。

### <手稲区役所以外の区役所>

|       | 所在地        | 電話番号     | FAX番号    |
|-------|------------|----------|----------|
| 中央区役所 | 中央区南3西1 1  | 231-2400 | 231-6539 |
| 北区役所  | 北区北24西6    | 757-2400 | 757-2401 |
| 東区役所  | 東区北11東7    | 741-2400 | 742-4762 |
| 白石区役所 | 白石区南郷通南    | 861-2400 | 860-5236 |
| 厚別区役所 | 厚別区厚別中央1-5 | 895-2400 | 895-2403 |
| 豊平区役所 | 豊平区平岸6-10  | 822-2400 | 813-3603 |
| 清田区役所 | 清田区平岡1-1   | 889-2400 | 889-2402 |
| 南区役所  | 南区真駒内幸町2   | 582-2400 | 582-0144 |
| 西区役所  | 西区琴似2-7    | 641-2400 | 612-5264 |



手稲区役所（TEL 681-2400 代表） 手稲保健センター（TEL 681-1211）  
 住所：〒006-8612 前田1条11丁目 開庁日：月～金曜日（祝日年末年始を除く）  
 開庁時間：午前8時45分～午後5時15分  
 手稲区ホームページ「ていねっていいね」 <https://www.city.sapporo.jp/teine/>

# 市外へ引っ越すときの手続き

| チェック | 必要な手続き  | 手続きのしかた・手続きが必要な方  | 持参するもの  | 担当窓口            |
|------|---------|---|---|-----------------|
|      | 住民票の転出届 | お住いの区役所へ届け出してください。<br>なお、転出証明書を交付しますので、引っ越してから14日以内に引っ越し先の市町村に転入届と一緒に届出してください。<br>※マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方は転出証明書が交付されません。引っ越し先の市町村の窓口でカードを提示して、転入届とカードの継続利用手続きを行ってください。 | 届出人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）<br>マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方はカードとその暗証番号。マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方はマイナンバーカードで他市町村（国内）への転出届を出すことができます。 | 戸籍住民課<br>1階⑦番窓口 |

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

|  |                     |  |                         |                 |
|--|---------------------|--|-------------------------|-----------------|
|  | 印鑑登録証の返還            | 印鑑登録証の交付を受けていた方は、返還してください。なお、市区町村ごとの事務なので、札幌市での登録は自動的に廃止されます。  |                         | 戸籍住民課<br>1階⑦番窓口 |
|  | 小・中学校の転校            | 在学証明書等（今までの学校で発行）を引っ越し先の市町村へ提出してください。  | 在学証明書<br>教科書給与証明書       |                 |
|  | 在外選挙人名簿の登録申請        | 外国にいながら国政選挙に投票したい方は、以下いずれかの申請をしてください。  |                         |                 |
|  | 出国時申請               | 転出届出後から国外へ転出する日までの間に選挙管理委員会にて手続きをしてください。   | パスポート、運転免許証等本人確認ができる書類  | 選挙管理委員会<br>3階   |
|  | 在外公館申請              | 国外でお住いになる地域を管轄する在外公館（大使館、総領事館など）にて手続きが必要となりますので、詳しくは、選挙管理委員会事務局もしくは在外公館までお問い合わせください。   |                         |                 |
|  | 国民健康保険の脱退           | 資格確認書または資格情報のお知らせの返還と保険料の清算手続きをしてください。引っ越し先の市町村で新規加入手続きをしてください。  | 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ |                 |
|  | 後期高齢医療の脱退           | 道内に転出される方は、新しい住所の資格確認書が自動的に送付されます。道外に転出される方は「負担区分等証明書」を交付いたしますので、資格確認書を返還し、引っ越し先の市町村で新規加入の手続きをしてください。                                    | 後期高齢者医療保険資格確認書          | 保険年金課<br>2階②番窓口 |
|  | 介護保険の資格喪失           | 保険証を返還してください。要介護認定を受けている方（申請中も含む）は受給資格証明書を交付します。   | 介護保険証                   |                 |
|  | 国民年金の住所変更（加入されている方） | 被保険者の方と任意加入者の方は、住民票の変更届出により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方等は、「被保険者住所変更届」の提出が必要な場合があります。また海外へ転出される方はご相談ください。                |                         | 保険年金課<br>2階③番窓口 |
|  | 国民年金の住所変更（受給されている方） | 年金を受給されている方は、住民票の変更届出により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。ただし、住民票の住所と違う場所にお住まいの方等は、「年金受給権者住所変更届」の提出が必要な場合があります。共済年金受給者の方については、それぞれの共済組合へお問い合わせください。 |                         |                 |
|  | 児童手当の消滅             | 受給事由消滅届を提出してください。引っ越し先の市町村で新たに申請が必要になります。  | —                       |                 |
|  | 児童扶養手当の住所変更         | 手当の住所変更届等を提出してください。引っ越し先での申請についてご案内します。  | —                       |                 |
|  | 特別児童扶養手当の住所変更       | 窓口へお申し出ください。引っ越し先での申請についてご案内します。   | —                       |                 |
|  | 災害遺児手当の消滅           | 手当を受給されている方は、消滅届を提出してください。   | —                       | 保健福祉課<br>1階③番窓口 |
|  | 子ども医療費助成の喪失         | 受給者証を返還してください。引っ越し先で申請する際に必要となる書類のご案内をします。   | ・受給者証                   |                 |
|  | ひとり親家庭等医療費助成の喪失     | 受給者証を返還してください。引っ越し先で申請する際に必要となる書類のご案内をします。   | ・受給者証                   |                 |
|  | 外国人高齢者・障がい者福祉手当の喪失  | 手当を受給されている方は、窓口へお申し出ください。  |                         |                 |
|  | 特別奨学金の廃止            | 世帯全員が市外へ転出する場合は奨学金が廃止になります。子ども未来局子育て支援課TEL211-2988へ連絡してください。   |                         |                 |

| チェック | 必要な手続き                                  | 手続きのしかた・手続きが必要な方   | 持参するもの   | 担当窓口   |
|------|---|--|--|--|
|      | 重度心身障がい者医療費助成の喪失                        | 受給者証を返還してください。引っ越し先で申請する際に必要となる書類のご案内をします。   | ・受給者証  | 保健福祉課<br>1階③番窓口  |
|      | 心身障害者扶養共済制度の住所変更                        | 加入証書を持参のうえ、引っ越し先の市町村で手続きしてください。  | —  |  |
|      | 敬老優待乗車証（敬老バス）の返還                        | 敬老バスを返還してください。   | 敬老バス<br>預金通帳（本人名義）   |  |
|      | 障がい者交通費助成の福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券の返還 | 福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券を返還してください。   | 各種助成券  | 保健福祉課<br>1階②番窓口  |
|      | 介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の返還               | 介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証を返還してください。   | 介護保険負担割合証<br>介護保険負担限度額認定証  |  |
|      | 身体障害者手帳の住所変更                            | 引っ越し先の市町村で手続きしてください。   | 身体障害者手帳  |  |
|      | 療育手帳の住所変更                               | 引っ越し先の市町村で手続きしてください。   | 療育手帳ほか。引っ越し先の市町村にお問い合わせください。   |  |
|      | 特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更                | 引っ越し先の市町村で手続きしてください。   | 身体障害者手帳か療育手帳・本人の振込先口座番号の預金通帳   |  |
|      | 精神障害者保健福祉手帳の住所変更                        | 引っ越し先の市町村で手続きしてください。   | 精神障害者保健福祉手帳ほか。引っ越し先の市町村にお問い合わせください。  |  |
|      | 自立支援医療受給者証の申請                           | 引っ越し先の市町村で手続きしてください。   | 引っ越し先の市町村にお問い合わせください。  |  |
|      | 特定医療費（指定難病）受給者証の申請手続き                   | 受給者証の返納届の手続きをしてください。   | 特定医療費（指定難病）受給者証  |  |
|      | 特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証の住所変更手続き         | 道内へ：引っ越し先の保健所で住所変更手続きをしてください。<br>道外へ：受給者証の返納届の手続きをしてください。  | 道内へ引っ越し時：特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証・転入先住所の住民票<br>道外へ引っ越し時：特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証 | 健康・子ども課<br>（保健センター2階）  |
|      | 小児慢性特定疾病医療受給者証の申請                       | 引っ越し先の保健所で手続きしてください。   | 引っ越し先の市町村にお問い合わせください。  |  |
|      | 妊婦一般健康診査受診票の交付                          | 引っ越し先の市町村で手続きしてください。   | 引っ越し先の市町村にお問い合わせください。  |  |
|      | 飼い犬の登録変更                                | 引っ越し先の市町村で手続きをしてください。  | 犬の鑑札   |  |
|      | 固定資産税納税義務者の住所変更（※1）                     | 札幌市内に固定資産を所有している方で住民票を異動する手続きを終わらせた方は、自動的に住所変更されますので手続きは不要です。（不動産登記の住所変更については、「その他の手続き」をご参照ください。）                    |  | 西部市税事務所<br>西区琴似3条1丁目<br>コトニ3・1ビル2階   |
|      | 納税管理人の申請（※2）                            | 納税義務者である方が国外へ転出される場合は、納税管理人設定申告・申請書を提出してください。  |  | 固定資産税課<br>（※1・※2）<br>土地 TEL618-3917<br>家屋 TEL618-3918<br>市民税課（※2）<br>TEL618-3914 |
|      | 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の廃車             | 中央市税事務所軽自動車税係で廃車証明書を発行しますので、引っ越し先の市町村で新規登録の手続きをしてください。（廃車手続きは郵送でも可、HP参照）（125ccを超えるバイク・軽自動車・普通自動車は「その他の手続き」をご参照ください。） | 運転免許証などの身分証明書<br>標識交付証明書<br>ナンバープレート   | 中央市税事務所<br>中央区南3条西11丁目<br>331<br>中央市税事務所6階<br>軽自動車税係<br>TEL 596-6932             |
|      | バイクと軽自動車の税金の住所変更                        | バイク・軽自動車については、引っ越し先の市町村へ電話でお問い合わせください。普通自動車については、引っ越し先の都道府県へ電話でお問い合わせください。   |  |  |